

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2022 年 4 月 18 日

「シエラレオネ国レジリエンス強化のための能力向上プロジェクト(モデルプロジェクト実施)」

(公示日:2022 年 4 月 6 日/公示番号:22a00040)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P. 10 (1)ガイドライン普及・活用における留意事項 1)ガイドライン普及・活用の対象	先方政府との協議を通じて、①JICA 予算のモデルプロジェクトだけでなく、②政府予算の開発事業、③ドナー予算の開発事業、に対してガイドラインを普及・活用することを合意した。とありますが、この先方政府とは、地方自治地域開発省のことでしょうか？あるいは、計画経済開発省や中央のセクター省庁も含まれていますでしょうか？	地方自治地域開発省です。計画経済開発省や中央のセクター省庁は、含まれていません。
2	P. 10 第 6 条 実施方針及び留意事項 (1)ガイドライン普及・活用における留意事項 3)計画策定支援の必要性	最後の文章に「第 7 条(3)のニーズ調査の進め方」に記載、とありますが、P13 第 7 条の(3)のタイトルは、(3)モデルプロジェクト実施支援にかかる業務、です。タイトルが違っているのでしょうか？あるいは、「ニーズ調査の進め方」に関する記述が抜けていますでしょうか？	失礼しました。タイトルに誤記がありましたので、以下のとおり修正します。 (現状)10 ページ 19 行目 「第 7 条(3)のニーズ調査の進め方」 (修正後) 「第 7 条(3)モデルプロジェクト実施支援」
3	P. 11(4)モデルプロジェクト支援の方針(本業務) 3)予算	1 件あたりの予算規模は 50 万円以内を想定されているとのことですが、50 万円以内であれば、1 件ではなく複数のプロジェクトが選定されることも貴機構として想定されていますでしょうか？	P. 11(4)モデルプロジェクト支援の方針(本業務) 2)対象地域と件数に記載のとおり、各 11LC で 1 件ずつ、11 件の選定を想定しています。1LC で複数のモデルプロジェクトは想定していません。

4	P. 11(4)モデルプロジェクト支援の方針(本業務) 3) 予算	モデルプロジェクトの実施にかかる経費は、本プロジェクトの在外事業強化費として計上されるということですが、経費の支出や精算に関する仕様書は、貴機構で別途作成されているのでしょうか？あるいは、50万円の予算はLCに渡切で支払い、精算等のプロセスは不要として実施されると想定されていらっしゃるでしょうか？	モデルプロジェクトの実施にかかる経費は、在外事業強化費として長期専門家(プロジェクトリーダー/地方行政、ガイドライン普及/業務調整)が支出、精算します。
5	P. 11(4)モデルプロジェクト支援の方針(本業務) 3) 予算と、7) コンサルタントチームと長期専門家の業務分担、に関連して	「(ただし 調達・ 調達・ 施工 監理についてはコンサルタントチームが中心となって支援する想定である。) コンサルタントチームの派遣期間中にモデルプロジェクトが完工しない場合、先方政府と長期専門家に引き継ぐ想定であるが、施工監理については、現地コンサルタントの調達及び活用を検討すること。」とありますが、本業務の実施中に在外事業強化費で、現地コンサルタントを備上すると想定してよいのでしょうか。	コンサルタントチームの派遣期間中にモデルプロジェクトが完工しない場合、コンサルタントチームが中心となり支援していた調達・施工監理部分については、必要に応じて、本業務の実施中に、長期専門家が在外事業強化費で現地コンサルタントを備上する想定です。コンサルタントチームには、コンサルタント備上に必要な手続きの側面支援(候補企業の情報の収集等)をお願いします。
6	P. 11(4)モデルプロジェクト支援の方針(本業務) 5)モデルプロジェクトの実施方法 図モデルプロジェクトの進め方(案)	モデルプロジェクトは、昨年策定された今年度のAWPに反映されていると理解してよろしいでしょうか。	今年度のAWPは本プロジェクトの開始直後に策定されていることから、今年度のAWPにはモデルプロジェクトは反映されておりません。2022年度からの反映を想定しています。
7	P. 11(4)モデルプロジェクト支援の方針(本業務) 6) ニーズ調査結果の活用	ニーズ調査の結果は、モデルプロジェクトだけでなくLCが策定する「3か年計画」に活用する想定である。とあります。本業務で対象とするLCは全て「3か年計画」を既に作成している状況でしょうか？作成している場合、各LCの「3か年計画」を共有頂くことはできますでしょうか？	3か年計画は作成されておりますが、公開に先方の許可が必要となるため、現時点での共有はできかねます。

8	P. 11(4)モデルプロジェクト支援の方針(本業務) 6)ニーズ調査結果の活用	対象 LC で「3 か年計画」が既に作成されている場合、本業務で支援するニーズ調査の結果は、次期「3 か年計画」に活用される想定と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。既存の 3 か年計画の更新は難しい状況にあるため、本業務で支援するニーズ調査の結果は、7～10 月にかけて策定される次期「3 か年計画」に活用される想定です。
9	P. 11(4)モデルプロジェクト支援の方針(本業務) 7)コンサルタントチームと長期専門家の業務分担	コンサルタントチームの派遣期間中にモデルプロジェクトが完工しない場合、先方政府と長期専門家に引き継ぐ想定、とありますが、施工期間が予算年度を越えるようなモデルプロジェクトが選定されることも貴機構として認めていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか？	本契約の業務期間(2022 年 12 月までを想定)に完工しない場合、先方政府と長期専門家に引き継ぐ想定であるものの、予算年度(2023 年 3 月)を超えるようなモデルプロジェクトは想定していません。
10	P.12:(1)業務計画書の作成	モデルプロジェクトの実施方針や業務工程等を作成し、業務計画書として取りまとめる、とありますが、業務計画書の内容と現行のガイドラインとの間に時期的な整合性がなかった場合でも、あくまで「モデルプロジェクト」として先方政府から実施が認められるという理解でよろしいでしょうか？	業務計画書の内容と現行のガイドラインに記載されている時期はできる限り一致させる必要があります。 企画競争説明書第 7 条(1)にあるとおり、「先方政府及び長期専門家と協議、意見交換した上で、業務計画書として合意する。」こととなっており、意見交換の結果、モデルプロジェクトの修正が必要となる可能性はあります。
11	P.12:(2)研修計画の策定と「ガイドライン普及ツール」の確認にある研修に関する表	当該表に記載されている研修は、GAT が研修を実施するとありますが、これらの研修に関する費用は見積もらないと理解すれば良いでしょうか。	長期専門家の在外事業強化費で支出するため、本業務での見積もりは不要です。
12	P. 13 (3)モデルプロジェクト実施支援にかかる業務	当該項目で、「ニーズ調査に基づいた計画策定においては以下の業務を支援予定である。」とされていますが、ここでいう計画とは、何を指しますでしょうか。	モデルプロジェクトの業務計画を指します。

13	P. 13 (3)モデルプロジェクト実施支援にかかる業務	<p>当該項目で、「ニーズ調査に基づいた計画策定においては以下の業務を支援予定である。」として、①ニーズ調査の実施および②開発事業リストの作成が示されています。</p> <p>しかし、その下の1)から5)の手順には、特に②開発事業リストの作成は作業として含まれていません。</p> <p>この開発事業リストの作成は本業務で実施する作業として含めることが求められていますでしょうか。</p>	<p>開発事業リストの作成は本業務で実施する業務のひとつです。1)から5)の手順は、作成した「開発事業リスト」の中から、今年度実際に実施するモデルプロジェクトを選定し、実施するまでのプロセスです。</p> <p>(開発事業リストに載っている事業のうち、今年度実施とならなかったものも、自治体主導で行われる地域開発事業の選定時に活用されます。)</p>
14	P. 13 (3)モデルプロジェクト実施支援にかかる業務	<p>Local Councils' Development Operational Guidelines では、ニーズ調査は、LC が実施するもので、資金がない場合は LCDP をレビューするとあります。今回実施予定のニーズ調査は、本業務で資金を出すと想定すべきか、確認させていただけますでしょうか。</p>	<p>ニーズ調査については、CDCD プロジェクトに倣い、「データフォーム」を用いたニーズ調査を想定しています。具体的には、LC にて定期的実施される Council meeting にて同フォームをワード議員、ワード開発委員会に配布し、ニーズを確認する想定です。現時点では、資金を支出するような業務は想定しておりません。</p>
15	—	<p>先方政府行政官(中央及び地方)が、業務の一環として国内出張する際の、滞在費や交通費等の費用は、本業務の費用としては見積もらないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>もし見積もる場合、レート(単価)について規定等がありましたら共有いただけますでしょうか。</p>	<p>原則先方負担とし、必要な場合には長期専門家の在外事業強化費で対応予定のため、本業務での見積もりは不要です。</p>
16	企画競争説明書(p11)第2章第6条(3)3)研修の実施(活動1-3)	<p>(3)3)研修の実施(活動1-3)で行っている研修の概要(対象者、内容)を教えてください。</p>	<p>11LC の職員・関連省庁職員を対象に、ガイドライン普及と、ガイドライン活用のためのアクションプラン作成の研修を行いました。(LC ごと 25 名程度が参加)</p>

17	<p>・企画競争説明書(p11):第2章第6条(4)5)モデルプロジェクトの実施方法</p> <p>・シエラレオネ国レジリエンス強化のための能力向上プロジェクト Record of Discussions(RD): Annex3 Plan of Operation (PO)</p>	<p>RDに記載されているPOでは、モデルプロジェクトを3回に分けて実施することとなっております。本業務後もモデルプロジェクトを実施する予定でしょうか。</p>	<p>モデルプロジェクトは各LCで1件となるため、本業務後は、モデルプロジェクトの実施予定はありません。RD締結時は3回に分けて実施する予定でしたが、今年度中に全県で実施する予定です。その後はモデルプロジェクトではなく、シエラレオネ国側の予算を用いた開発事業の実施支援を想定しております。</p>
18	<p>企画競争説明書(p12):第2章第6条(4)7)コンサルタントチームと長期専門家の業務分担</p>	<p>長期専門家との業務の分担を検討するに当たり、長期専門家の居住地と概ねのToR(業務/職務内容等)を教えてください。</p>	<p>長期専門家2名の居住地は現在フリータウンにあります。「ガイドライン普及/業務調整」専門家については7月にBoへの転居が見込まれています。</p> <p>地方でのモデルプロジェクト関連活動は「ガイドライン普及/業務調整」が中心となり、「プロジェクトリーダー/地方行政」専門家は中央省庁との調整業務が主となりますが、各モデルプロジェクトの実施監理にあたっては両長期専門家も手分けして行っていく予定です。</p>
19	<p>企画競争説明書(p19):4.見積書作成にかかる留意事項</p>	<p>本業務で活用する車両やその他経費(※)は、本業務内で計上するのでしょうか。また、研修等の実施にかかる提案に庸人・講師などを含める場合、費用を必要に応じて計上すべきでしょうか。</p> <p>※:モデルプロジェクト調達・実施・モニタリング支援スタッフ(施工管理とは異なる)給与・日当・貸与PC、モデルプロジェクト実施に当たっての研修関連費、住民説明会関連費、ニーズ調査にかかる費用、短期専門家の通信費、Zoom契約</p>	<p>車両費は本業務内で計上ください。その他経費として(※)であげていただいたような経費のうち、支援スタッフ(施工管理とは異なる)給与・日当・貸与PC、短期専門家の通信費、Zoom契約料については見積にて計上ください。住民説明会、研修にかかる費用は長期専門家の在外事業強化費で支出します。ただし提案に庸人・講師などを含める場合は別見積にて計上をお願いします。</p> <p>ニーズ調査については、費用が発生するような</p>

		料	業務は想定しておりません。(関連質問として11, 14 もご参考ください)
20(4/20 回答期限後の 質問)	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」31ページの留意事項	「ガイドライン 31 ページ【別添資料 7】の2. 留意事項の(1)には、文字数カウントの対象は本文及び脚注であり表は含めないとありますが、様式 4-5 ファイルの上部分(プロジェクト名などが記載されている部分)は表と認識してよろしいのでしょうか」	御指摘いただいた部分については、1 行の文字数上限の対象とし、かつ行数のカウントの対象となります。

以上